

事務連絡
平成30年6月28日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策主管課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について（周知）

がん対策の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

厚生労働省では、爪、皮膚障害、あるいは脱毛、がん治療のための乳房切除、人工肛門、人工膀胱造設など、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化は、がん患者の生活の質に影響を及ぼすことから、アピアランスケアに関する支援は重要と考えており、本年3月に閣議決定された第3期がん対策推進基本計画においても、アピアランスケアを含む「がんとの共生」は3つの柱の1つと位置づけております。このため、がん患者の生活の質の向上を目指し、関係機関と連携した相談支援及び情報提供等に取り組んでいくこととしております。

これまで、乳がん患者の方が入浴時着用する入浴等に関しては、「ユニバーサル観光の推進について」（平成23年1月17日総務省・厚生労働省・国土交通省事務連絡）により、理解を促進し不当な理由により入浴拒否が生じないよう、周知徹底をお願いするとともに、オストメイトの公衆浴場への入浴についても理解を促してきました。（参考資料参照）

今般、標記につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課より、各都道府県、政令市、特別区の生活衛生担当課に対して、別紙のとおり周知されていますので、ご連絡いたします。

貴課におかれましては、その趣旨を御了知いただくとともに、貴管内の市町村、がん診療連携拠点病院、関係機関等に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。また、がん患者の生活の質の向上のため、生活衛生担当課と協力のうえ、公衆浴場において入浴着を着用した者やオストメイト（ストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人）の入浴等について理解が得られますよう、周知いただきますようお願いいたします。